

デジタルマーケットプレイスロゴ使用規程

令和 8 年 4 月 28 日
調達支援・改革担当参事官決定

(趣旨)

第1条 この規程は、デジタルマーケットプレイス（以下「DMP」という。）における「デジタルマーケットプレイスロゴ」（以下「ロゴ」という。）の適正な利用に関し、必要事項を定めるものとする。

(ロゴの目的)

第2条 ロゴは、デジタル庁がDMPを他の事業者のサービスと識別するために使用する標章であり、本サービスの名称及びブランドを国民に認知させる効果を有するものをいう。

(ロゴに関する権利)

第3条 ロゴに関する著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）その他の一切の権利は、デジタル庁に帰属する。

(ロゴを使用できる者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、ロゴを使用することができる（以下ロゴを使用する者を「使用者」という。）。

- 一 テレビ、新聞、雑誌等の報道機関等がDMPカタログサイトに関する報道、紹介その他の情報発信を目的として使用する場合
- 二 デジタル庁からの依頼を受けてロゴ入りのサービス、物品等を製作する場合
- 三 その他デジタル庁の広報活動に資する場合であって、デジタル庁が使用を認めた場合

(申請)

第5条 ロゴの使用を希望する者（以下「ロゴ使用希望者」という。）は、本規程を遵守すること及び前項各号のいずれかに該当することに同意のうえ、デジタル庁が指定する事項をデジタル庁が指定するウェブサイト上の申請フォームを通じて提出することにより、ロゴの使用を申請することができる。

2 デジタル庁は、ロゴ使用希望者が次の各号のいずれかに該当する場合には、申請を拒否することができるものとする。なお、その場合、デジタル庁は、申請を拒否した理由を開示しないことがある。

- 一 本規程に違反したことを理由として使用停止を受けたことがあるとき
- 二 申請内容に虚偽の記載があったとき
- 三 ロゴ使用希望者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者若し

くはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）である、又はロゴ使用希望者の役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力であるとデジタル庁が判断したとき

四 ロゴ使用希望者が資金提供その他を通じて反社会的勢力の運営又は経営に関与する等、反社会的勢力との何らかの交流を行っているとしてデジタル庁が判断したとき

五 その他、デジタル庁が不相当と判断したとき

（使用方法）

第6条 使用者は、別紙「ビジュアル・アイデンティティ・ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に従い、ロゴを複製し、使用者が作成した紙面、ウェブページ、物品等に掲載する方法により、ロゴを使用することができる。

2 使用者は、デジタル庁の事前の書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）による承諾なく、第三者にロゴの使用を再承諾することはできない。

（禁止事項）

第7条 使用者は、ロゴを使用するにあたり、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある行為（不作為を含む。）をしてはならない。

一 国民の利益を害する目的又は態様で使用する行為

二 DMPカタログサイトの信用または品位を損なう行為

三 特定の思想、宗教の活動に使用する行為

四 DMPカタログサイト又はデジタル庁が、特定のサービス、物品、施策又は活動（使用者が提供又は実施するものに限らない。ただし、デジタル庁からの依頼に基づく場合又は書面による承諾を得た場合を除く。）の品質・安全性等を保証、認証又は推奨していると誤認させる態様で使用する行為

五 法令又は公序良俗に反する行為

六 本規程又はガイドラインの記載に違反してロゴを使用する行為（変形、縦横比率及び色の改変等を含む）

七 デジタル庁又は第三者の知的財産権を侵害する行為

八 前各号に掲げるもののほか、デジタル庁が不適切と認めた行為

（使用の停止）

第8条 デジタル庁は、使用者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、使用者に対し使用の停止を求めることができ、使用者が速やかに応じるものとする。

一 前条に違反するとデジタル庁が判断した場合

二 第6条に基づき提出された申請内容に虚偽の記載があった場合

三 その他本規程のいずれかの条項に違反した場合
四 前各号に掲げるもののほか、デジタル庁が不適切と認めた場合

(使用料)

第9条 ロゴの使用料は無料とする。

(事故、苦情等の処理)

第10条 使用者は、自己によるロゴの使用及び本規程の履行に関連して発生した事故・苦情等について、自己の費用と責任の下に必要な措置を講ずるものとする。

(使用者の責任)

第11条 使用者は、ロゴの使用及び本規程の履行に関連して、第三者に損害を与えた場合、自己の費用と責任の下で解決を図るものとする。

2 使用者は、ロゴの使用及び本規程の履行に関連して、使用者又はその従業員の故意若しくは過失によりデジタル庁に損害を与えた場合には、デジタル庁がこれによって被った損害を直ちに賠償しなければならないものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第12条 使用者は、使用者としての地位又はこれに基づく権利若しくは義務を第三者に譲渡し、担保に供し、又はその他の処分をしてはならない。

(本規程の改定)

第13条 デジタル庁は、次の各号のいずれかに該当する場合、本規程を変更することができるものとする。

一 本規程の変更が、使用者の一般の利益に適合するとき

二 本規程の変更が、登録をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき

2 デジタル庁は、前項の変更を行う場合は、30日の予告期間において、変更後の本規程の内容を使用者に通知するものとする。

3 法令上、使用者の同意が必要となるような内容の変更の場合は、デジタル庁所定の方法で使用者の同意を得るものとする。

附 則

この規程は、令和8年4月28日から施行する。